

## ■空き家を未然に防止する施策

担当部署		具体策
総務部	財政課	所有者より空家予備軍に係る土地・建物（以下、「土地等」という。）について寄附したい旨相談があった場合、市として不要な土地等であることがほとんどである。その際、断るだけではなく必要に応じ令和6年度より相続登記が義務化された旨、相続土地国庫帰属制度がある旨等を案内する。
	税務課	固定資産税納付通知書に空き家を防止する啓発用チラシを同封する。
市民協働部	環境課	草木が繁茂し管理が行われていない宅地等の苦情を所有者等へ適正な管理を働きかける。
	市民協働課	空き家対策に関する各課事業について、総代やコミュニティ推進協議会との連絡調整を行う。
保険福祉部	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員等に空き家対策についての情報提供をする。それにより空き家について市への情報提供や、市民への周知をしてもらう。</li> <li>・親族の施設入所の手続きのために来庁された際、空き家となるおそれがある場合、都市計画課に案内する。</li> </ul>
産業建設部	都市計画課	<p>おくやみハンドブックに空き家の情報を記載する。ご遺族の方が市民課を訪れた際、空き家となる家屋を相続する場合、都市計画課に連絡をもらい対応する。</p> <p>（市民課に依頼し、校正中）</p>
	産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県移住支援事業について問い合わせの際、空き家の活用を希望される場合に都市計画課に案内する。</li> <li>・新規就農者が空き家を活用したい申し出があった場合、都市計画課に案内する。</li> </ul>